

収 支 報 告 書

令和 年 分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	政治団体の区分			
1 政治団体の名称	☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項	の規定による政治団体	
	☐ 政党の支部			
	☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体		
2 主たる事務所の所在地	☐ その他の政治団体の支部			
	活動区域の区分			
3 代表者の氏名	☐ 2以上の都道府県の区域等		☐ 同一の都道府県の区域内	
4 会計責任者の氏名	資金管理団体の指定の有無		国会議員関係政治団体の区分	
	☐ 有		☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
	☐ 無		☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
	公職の種類		☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
	資金管理団体の届出をした者の氏名		公職の候補者の氏名等	
事務担当者の氏名			公職の種類等	
(電話)	資金管理団体の指定の期間		国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
(電話)	令和 年 月 日から		令和 年 月 日から	
(電話)	令和 年 月 日まで		令和 年 月 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

[illegible][illegible]

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入												
事業の種類	金額										備考	
			十億			百万			千			円
この頁の小計												
合計												

(その4)

[illegible]

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入													
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額										年月日	主たる事務所の所在地	備 考
			十億			百万				千			円
こ の 頁 の 小 計													
合 計													

(その6)

(6) その他の収入												
摘 要		金 額										備 考
			十億		百万		千				円	
こ の 頁 の 小 計												
1件10万円未満のもの												
合 計												

(その7)

[illegible]

(その8)

[illegible]

(その9)

[illegible]

(その10)

[illegible]

(その11)

[illegible]

(その12)

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表															
項 目				金 額								備 考			
1	経常経費				十億			百万			千			円	
(1)	人件費														
(2)	光熱水費														
(3)	備品・消耗品費														
(4)	事務所費														
小計															
2	政治活動費														
(1)	組織活動費														
(2)	選挙関係費														
(3)	機関紙誌の発行 その他の事業費														
ア	機関紙誌の発行事業費														
イ	宣伝事業費														
ウ	政治資金パーティー開催事業費														
エ	その他の事業費														
(4)	調査研究費														
(5)	寄附・交付金														
(6)	その他の経費														
小計															
合 計															

(その14)

[illegible]

(7の15)

[illegible]

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳														
支 出 項 目	金 額										年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			十億			百万			千			円		
こ の 頁 の 小 計														
合 計														

(その16)

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☐	
イ 建物	☐	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権 又は土地の賃借権	☐	☐	
エ 取得の価額が100万円を超える 動産	☐	☐	
オ 預金(普通預金及び当座預金を 除く。)又は貯金(普通貯金を除 く。)	☐	☐	
カ 金銭信託	☐	☐	
キ 有価証券	☐	☐	
ク 出資による権利	☐	☐	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を 超える貸付金	☐	☐	
コ 支払われた金額が100万円を超 える敷金	☐	☐	
サ 取得の価額が100万円を超える 施設の利用に関する権利	☐	☐	
シ 借入先ごとの残高が100万円を 超える借入金	☐	☐	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その19)

3 不動産の利用の現況

不 動 産 の 内 訳		項目別区分			
摘 要	利 用 の 現 況				
	用 途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理 団体及びその代表者との 関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対 価の価額

(その20)

宣 誓 書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(記載要領)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年におけるすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- 4 様式(その1)について
 - (1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
 - (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「レ」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」

及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者にあつては「衆議院議員近畿選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員乙郡選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定(法第19条の9の規定をいう。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補

者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。

ウ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員(現職)」の例により記載することとし、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。

- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなつた日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなつたときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなつた日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式(その2)について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び12において同じ。)を除く。12を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあつせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式(その3)について

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

(2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。

(3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式(その4)について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行(乙支店)」というように具体的に借入先を記載すること。

8 様式(その5)について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金のお金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

9 様式(その6)について

(1) その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当りの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当りの金額が10万円未満のものにあつては、一括してその合計金額を記載すること。

(2) 「摘要」欄には、収入の基因となつた事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

10 様式(その7)について

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

(2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というよ

うに記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

(5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式(その8)について

同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

12 様式(その9)について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式(その10)について

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー(政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

(2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

(3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式(その11)について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。(1)及び15において同じ。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パー

ティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式(その12)について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式(その13)について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

- | | |
|-----------|---|
| ア 人 件 費 | 政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。 |
| イ 光 熱 水 費 | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。 |
| ウ 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。 |
| エ 事 務 所 費 | 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。 |

(2) 政治活動費

- | | |
|-------------|--|
| ア 組 織 活 動 費 | 当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。 |
|-------------|--|

- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式(その14)について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。)に行つた支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出のうち、1件当りの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがつて、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購

入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

- (4) 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式(その15)について

- (1) 政治活動費については、1件当りの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式(その16)について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式(その17)について

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。))又は貯金(普通貯金を除く。21において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。21において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

21 様式(その18)について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

- | | | |
|--------------------------|---|--|
| ア 土地 | 地 | 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。 |
| イ 建物 | 物 | 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。 |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | | 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号(地上権)」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。 |
| エ 動産 | 産 | 取得の価額が100万円を越える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。 |
| オ 預金又は貯金 | | 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。 |
| カ 金銭信託 | | 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。 |
| キ 有価証券 | | 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。)については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載すること。 |
| ク 出資による権利 | | 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。 |

- | | |
|---------------|--|
| ケ 貸 付 金 | 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。 |
| コ 敷 金 | 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。 |
| サ 施設の利用に関する権利 | 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。 |
| シ 借 入 金 | 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。 |

- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日(法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となつた日(同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日)をいう。以下同じ。)前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となつた年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となつた年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となつた日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となつた日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産(21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。)の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。)」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

イ 建物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当

団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。)」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

(1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入(予定される収入を含む。)及び支出(予定される支出を含む。)の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

(2) 様式(その1)については次のように記載すること。

ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「レ」を記入すること。

イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和
年 月 日開催分」の箇所に記載すること。

24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。